

## 産前産後期間の 国民健康保険税の免除制度

令和6年1月1日から、国民健康保険に加入している  
出産予定の人の産前産後期間の国民健康保険税が免除さ  
れる制度が始まります。免除には届出が必要です。

### 対象者

次のすべてに当てはまる人

- ①国民健康保険に加入している
  - ②**令和5年11月1日以降**に出産(予定)
- ※出産とは妊娠85日(妊娠12週)以上の分娩をい  
い、死産・流産・早産・人工妊娠中絶も含まれます。

### 対象期間(免除される期間)

単胎妊娠(出産)のとき…出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間  
多胎妊娠(出産)のとき…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から、6か月間  
〈対象期間イメージ〉 ●：免除される期間

	3か月前	前々月	前月	出産(予定)月	翌月	翌々月
単胎妊娠(出産)			●	●	●	●
多胎妊娠(出産)	●	●	●	●	●	●

(注) 免除の対象になるのは、本制度施行後の令和6年1月以降です。

(例) 令和5年11月出産の場合、免除対象は令和6年1月分のみとなります。

### 免除額

出産する人の対象期間の国民健康保険税  
(均等割および所得割の全額)

### 届出ができる時期

出産予定日の6か月前から  
※出産後の届出も可能です。

### 届出の方法

以下の書類を住民課に提出してください。

- ・届出書
- ・母子手帳(出産予定日または出産日が確認できるもの)
- ・本人確認書類(運転免許証、国民健康保険証、マイナンバーカード等)



▲届出書の様式や  
制度について  
詳しくはこちら  
(町ホームページ)

問い合わせ先 住民課 税務室 ☎ 0859-68-3114

## 「なんでも相談会」の開催

高齢の人、障がいのある人を対象に、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による個別相談会を行います。法律関係の問題や福祉サービスに疑問や困りごとを抱えている人は、この機会にご相談ください。相談会への参加には、事前に申し込みが必要です。また、申し込みの際に相談内容について簡単な聞き取りをしますので、ご了承ください。

とき	ところ	対象者	料金	定員
1月31日(水) 13:30~15:30	岸本公民館	町内の高齢者、 障がいのある人	無料	5名程度 (先着順)

### 申込み・予約方法

電話申込

### 申込み・予約期間

**1月24日(水)**

### その他

相談員：一般社団法人権利擁護ネットワーク  
ほうきから派遣の専門職



◀詳しくはこちら  
(町ホームページ)

### 申込み・問い合わせ先

健康対策課 生活相談室 ☎ 0859-68-5535